

大気汚染について

第3回「焼却（野焼き）」に関する苦情の傾向 （前編）

公害等調整委員会事務局

今年度の誌上セミナーは大気汚染をテーマに連載しています。第3回は、「焼却（野焼き）」に関する苦情の傾向について取り上げます。前回取り上げた「大気汚染に関する苦情の現状」の執筆に当たって実施した大気汚染の苦情受付件数に関する自治体ヒアリングを通して得られた「焼却（野焼き）」に関する苦情の傾向、特徴及び今後の課題について、前編と後編に分けて紹介していきます。

【はじめに】

大気汚染の苦情受付件数に関する自治体ヒアリングは、今年度の誌上セミナーの第2回「大気汚染に関する苦情の現状」の執筆に当たって情報収集の一環で実施しました。ヒアリングは大気汚染に関する苦情のうち「焼却（野焼き）」に関して相対的に苦情受付件数の多い36の自治体（1県、35市）に協力していただきました。ヒアリングでは、日頃、公害苦情を担当されている現場担当者の皆様に、個人の感想でも構わないので、野焼きに関する苦情の傾向や特徴について分かる範囲で教えていただきたいとお願いして話をさせていただきました。

個々のヒアリングで得られた内容をそのまま全国的な傾向であると一般化することはできませんが、中には複数の市で共通するコメントを得ることもできました。日頃、公害苦情相談を担当されている方には、所属する自治体においても今回のヒアリングで得られた内容と同様の傾向が見られるという方もいらっしゃるかもしれません。

ヒアリングの実施に当たって、まずは県の公害苦情の主管課で苦情の傾向や特徴を把握していると思い、いくつかの県の主管課に連絡したとこ

ろ、公害苦情調査の取りまとめはしているが、詳細は把握していないため、直接市区町村の窓口を確認してほしいということでした。都道府県の公害苦情の主管課には、都道府県内の各市区町村の公害苦情の傾向や相談対応の実情を知る機会がないところもあると思います。また、各市区町村の公害苦情相談の担当課でも、他の市区町村の実情を知る機会はありませんと思います。ヒアリングは公開を前提としないものでしたが、有益な情報を得ることができたため、ヒアリングにご協力いただいた自治体の皆様にご了解いただき、個々の自治体が特定できないよう加工した上で「ちょうせい」に掲載することにしました。

ヒアリングでは、野焼きに対する苦情には住民間のコミュニケーション不足が背景にあると感じるとのコメントを複数聞きました。また、野焼きの行為者の中には、ゴミの量が多いこと、処分に費用がかかること、高齢ということもあってゴミを処分する場所まで持ち運ぶことが困難なこと等から、これまで慣例的に行っていた野焼きをせざるを得ないと主張する方が多いということも聞きました。他にも様々な課題を伺うことができましたが、関係者の皆様におかれましては、こ

うした課題の検討に当たって、今回の誌上セミナーを活用していただけると幸いです。

た自治体のご担当者様に、この場をお借りして御礼申し上げます。

最後に、この度のヒアリングにご協力いただき

【ヒアリング実施概要】

- ・大気汚染の苦情受付件数に関する自治体ヒアリング・意見交換
- ・実施日：令和5年6月12日（月）から6月28日（水）まで
- ・対 象：大気汚染に関する苦情のうち「焼却（野焼き）」に関して相対的に苦情受付件数の多い1県及び35市の環境担当課に所属する職員
- ※市の選定の考え方
 - ①焼却（野焼き）に関する苦情受付件数の多い11県について、市町村別の内訳を確認し、苦情受付件数が相対的に多い1県、32市を選定。
 - ②隣接県と比較して焼却（野焼き）に関する苦情受付件数が相対的に多い2県について、市町村別の内訳を確認し、苦情受付件数が相対的に多い3市を選定。
- ・方 法：オンライン又は電話により実施

Ⅰ. 「焼却（野焼き）」の傾向

1. 苦情の計上の整理等

ヒアリングでは、初めに、日頃、市民や関係機関から様々な形で野焼きに関する連絡が入ってくる中、どのような連絡を公害苦情として計上しているのかを確認しました。ヒアリングで得られた内容は以下のとおりです。

苦情受付件数が非常に多かったことから、野焼きのワンストップコールを設けて、野焼き苦情の受付と対応を全て業者に委託している市もありました。

（1）苦情相談・通報を受けた場合の公害苦情への計上の整理

○公害苦情相談窓口では、「焼却（野焼き）」に関する苦情相談や通報があった場合、その内容に関わらず公害苦情として計上する市もあれば、次の点を確認した上で、計上するか否かを整理している市もある。

- ・今まさに燃えている事案か否か
- ・具体的な被害の有無
- ・対応要請の有無
- ・燃えている場所を特定できるか否か
- ・現場に行った際、焼却が行われていたことが確認できるか否か

○一つの発生源に対して複数の苦情相談・通報を受けた場合は、発生源・行為者ごとに公害苦情として計上する市もあれば、苦情相談・通報の申し立て者ごとに計上する市もある。

【主なコメント】

- ・どんな内容であっても基本的に全て苦情として計上する。
- ・苦情相談・通報を受けた場合は、職員が現場を確認する。その際、燃えているところを確認できない場合は苦情として計上しない。
- ・現場の特定ができず、職員が現場に行くことができない場合は苦情として計上しない。
- ・具体的な被害（生活環境上の支障や健康被害）は無く、対応要請も無い、単に煙が出ているだけといった場合、苦情として計上する市もあれば、計上しない市もある。
- ・現在進行形で燃えている場合は、職員が現地調査をするため苦情として計上するが、過去の事案の場合は苦情として計上しない。
- ・一つの発生源に対して複数の苦情相談・通報を受けた場合は、発生源・行為者ごとに計上する市もあれば、苦情相談・通報の申し立て者ごとに計上する市もある。

（２）過去の事案に対する対応例

○苦情相談や通報の内容が過去の事案の場合は、煙が出ている時や燃えている時に改めて連絡してもらおうよう対応している市もある。

【主なコメント】

- ・過去の事案の場合は、煙が出ている時に改めて連絡してほしいと対応している。
- ・燃えているところを確認しないと何を燃やしているのか判断できないこともある。指導の仕方も変わるので、通報者には燃えている時に連絡をしてもらうように伝えている。
- ・過去の事案の場合は、現地に行った際に燃えかすが複数あり、どの場所に関する通報であったのかが分からないことがある。行為者が特定できずに空振りになってしまうこともある。

（３）夜間・休日の対応

○夜間、休日の対応は、宿直、日直、当直又は警備員で通報を受け付けて、環境課の職員が対応する市もあれば、消防を案内している市もある。

○消防で通報を受け付けた場合、市の環境課に連絡が行く体制を構築し、事案により環境課職員が消防に同行している市もある。

【主なコメント】

（宿直、日直、当直又は警備員で通報を受付）

- ・当直や日直、宿直で通報を受け付けて、環境課の職員に通報内容が伝達され、環境課の職員から通報者へかけ直すようにしている。ただ、環境課の職員に連絡がつかない場合もあり、その場合は後日対応している。
- ・夜間は警備員、休日は日直・宿直が通報を受け付けており、環境課へ通報内容が伝達される。時間的なズレは生じるが環境課で事後的に対応している。苦情として計上している。
- ・当直や日直・宿直で通報を受け付けて、消防を案内している。現場でまさに燃えている場合は消防で

指導してもらっている。市には事後報告があるが、こういった事案は苦情として計上していない。

- ・休日、夜間の通報は消防に対応を依頼している。消防から市に対して野焼きへの指導の依頼があった場合は苦情として計上し、後日対応している。

（消防で通報を受付）

- ・休日、夜間の通報は消防で受け付けている。市には緊急連絡網で連絡が来るので、現場に行ける時は市の職員も同行する。同行できない場合は、状況を聞いて、後日、現場に行くこともある。現場に行った場合は苦情として計上している。
- ・休日、夜間の通報は消防で対応しており、野焼きの場合はすぐに現地を確認している。翌日、消防から市の環境課に地図入りの現地確認報告書を FAX してもらっている。それを元に市で現地を確認している。

（警察で通報を受付け）

- ・その他、市民から警察に通報があり、警察が現地に行って指導する場合もある。

（４）消防における対応

○市は野焼きに対する指導を担当し、消防は火災や火災の危険性がある場合に対応している。

野焼きの火の程度が大きい場合は、市の環境課と消防で連携して対応している市もある。

○消防で通報を受け付けた場合、市で対応しなかった場合でも公害苦情として計上する市もあれば、市への対応依頼があった場合のみ計上している市もある。また、市への対応依頼があった場合でも、野焼きが行われていたことが現場で確認できた場合のみ計上している市もある。

【主なコメント】

（消防における対応）

- ・市は野焼きの指導、消防は火災予防で火災の危険性がある場合に対応している。
- ・市民から通報があれば、環境課の職員が水の入ったポリタンクを持って現地に行って消火している。大きな火の場合は消すことができないため、消防と連携して消火してもらっている。
- ・消防だけで対応する事案は、市に情報が来ない。市に情報が来るかどうかは火災の規模による。大規模火災だと市と消防とで連携して、行為者に指導している。

（消防が対応した事案の苦情の計上の整理）

- ・消防が対応した事案は、市の対応の有無に関わらず苦情として計上する市もあれば、市への対応依頼があった場合のみ苦情として計上している市もある。
- ・消防が対応した事案で、市に現場を見に来てほしいと連絡があり、現場で野焼きが行われていたことが確認できた場合は苦情として計上するが、確認できない場合は苦情として計上しない市もある。
- ・消防で対応したものは、産業廃棄物関係の焼却事案のみ市に報告が来る。報告があったものは苦情として計上している。

(5) 廃掃法の適用除外の対応

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）の適用除外（「農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 14 条第 4 号））に当たる事案も公害苦情として計上している。
- 廃掃法の適用除外の事案の場合、現場で行為者に火を消してもらえない時もあり、対応に苦労している。
- 廃掃法では野焼きは原則禁止であるが、例外規定があり、その解釈で行為者ともめることがある。解釈を誰に確認していいかわからないことが悩みである。

【主なコメント】

- ・廃掃法の適用除外のケースも苦情として計上している。
- ・廃掃法の適用除外の事案であっても、野焼きで迷惑している人がいる場合は行為者に対して周囲の迷惑にならないようにとお願いしている。野焼きの現場で行為者に火を消してもらうようお願いする場合もある。行為者によっては、火を消してもらえないこともあるので対応に苦労している。
- ・畑、農業地域が多い市である。ほとんどが畑での野焼き。農業残渣の焼却をしている。新しく転居してきた若い世代と野焼きをしている世代の意識の違いで苦情が発生している。廃掃法では野焼きは原則禁止であるが例外規定があり、その解釈でもめる。誰に確認していいかわからないのが悩みである。物分かりがいい人ばかりではないので、焼却する以外に片付けられないというケースが多い。焼却禁止になると農業は続けられないという話になる。罰則があるので警察に通報するという話になっても、警察としては現行犯でないといけない。結局、問題が片付かない。
- ・農業残渣が多いので野焼きをしている。行為者は農業は野焼きを認められているという認識であり、「やむを得ない」の解釈の線引きを誰に聞いていいかわからない。解釈の線引きをしてほしい。

(6) 匿名の苦情相談、通報

- 被害が切実な場合は、事後連絡を求めてくることが多く通報が匿名のことはない。
- 野焼きについては匿名の通報が多く、市の職員にも名前を明かさない人もいれば、行為者に対しては誰から通報があったのかを明かさないでほしいという人もいる。
- 近所同士の繋がりがあるので、自分が苦情を言ったことを知られたくない。行政から指導してもらっても近所の関係性は続くので配慮してほしいという理由から匿名の苦情が多い。
- 他の苦情も含め匿名が増えている。隣近所の関係がよくないことが苦情の背景にあると感じることが多い。
- 匿名の通報は、どこで燃やしているのか特定できないことも多い。

【主なコメント】

（被害が切実な場合は匿名ではない）

- ・被害が切実な人は、事後連絡を求めてくる人が多いので匿名のことはない。

（匿名の苦情・通報が多い）

- ・野焼きの苦情は匿名のものが9割。相談中に熱くなって名前を明かしてくれる人もたまにいます。
- ・匿名の苦情・通報は全体の3、4割で、事後の報告を求めてこない。
- ・匿名の通報が多い。市の職員にも名前を明かさない人もいれば、行為者に対しては誰から通報があったかを明かさないでほしいという人もいます。
- ・電話のほかLINE・メールでの通報も対応している。付近に民家が少ない場合は、誰が通報したかが分かってしまうので匿名の通報が多い。
- ・近所同士の繋がりがあるので、自分が苦情を言ったことを知られたくない。行政から指導してもらっても近所の関係性は続くので配慮してほしいという理由から匿名の苦情が多い。
- ・相談者によっては、身バレが怖いので、苦情者を特定せずに近隣の方からの苦情として言ってほしいという人もいます。健康被害であるとか、小さな子どもがいるといった被害情報を行為者に提供することができない。
- ・現場に行って行為者に話をすると「今まで問題にならなかった。苦情はあいつが言っているのだろう」と言われる場合がある。行為者には、誰からの苦情かは分からないと対応している。
- ・匿名の苦情が多い。中には直接、行為者に言ったけれど解決しないため、市から言ってほしいという事案もある。苦情の常連もいるので、行為者に伝えたと「また、誰それが言っているのでしょうか？」と言われる時もある。
- ・匿名の苦情が多い。通報者が苦情者を特定されると近所で嫌がらせをされることを恐れている。匿名の相談であっても野焼きについては行為者に指導している。近所トラブルの延長で苦情が来る。
- ・他の苦情も含め匿名が増えている。隣近所の関係がよくないことが苦情の背景にあると感じることが多い。
- ・野焼きは匿名の苦情が圧倒的に多い。恐らく野焼きで受けている被害を解消したいというよりも、野焼きをしている行為者を取り締まってほしいという気持ちが強い。他の苦情は、事後報告を求めるので匿名ではないが、野焼きは匿名で事後報告を求めてこない。

（場所が特定できない）

- ・匿名の通報は、どこで燃やしているのか特定できないことも多い。
- ・匿名の通報が多いので、場所を特定するために住所を聞くようにしている。行為者に誰からの苦情であるかを伝えてほしくない、名前も言いたくないという人が多い。
- ・野焼きに関しては匿名の通報が多い。通報者が誰なのか分からず、燃えている場所からどれくらい離れているのかも分からないし、風向きの確認をしたいがどうしても教えてくれない人が増えている。煙で被害があるのかも分からない。

(匿名の苦情者・通報者の年齢)

- ・匿名は特に若い人に多い。苦情処理はするが、匿名なので結果を伝えられない。
- ・20代から40代くらいの女性に匿名の苦情が多い印象がある。

(7) 苦情対応の業務委託

○野焼きに関する苦情が多く、業務に支障が出ていたため、野焼きに関する苦情対応を業務委託している市もある。

【主なコメント】

- ・野焼きに関する苦情件数が多く、業務に支障が出ていたため、予算を措置して野焼きに関する苦情とその対応の全てを業者委託している。野焼きのワンストップコールを設置してからは、職員が現場に行くことはほとんどなくなった。悪質だったり、燃やしているものが産業廃棄物に近いものだと職員が行く場合もある。業務委託の背景は、ひっきりなしに苦情が来るので、毎回職員が現場に行くと事務が回らない。窓口に来られる市民もいるし、電話対応もある。予算を確保して年度で事業者と契約している。

2. 相対的に苦情が多い背景

苦情受付件数が県内の他の市町村と比較して相対的に多くなっている背景について、思い当たることがあるかを確認しました。ヒアリングで得られた内容は以下のとおりです。

- 慣習的に野焼きをしている場所で宅地化が進み、そういった場所に新しく転居してきた人からの苦情が多い。
- 外から転入してきた方と以前から住んでいる方に野焼きに関して意見の相違がある。
- 苦情の多い地域がある。そういった地域は農地も民家も多い。

【主なコメント】

(人口が多い、新しく転居してきた人からの苦情が多い)

- ・人口が多いので苦情も多くなる。
- ・人口が多く、農地の付近に住宅があり、そういった場所に新しく転居してきた人からの苦情が多い。
- ・昔から慣習的に野焼きをしている場所に新しく転居してきた人からの苦情が多い。
- ・もともと農地だったところに宅地転用などで新しく住み始めた人が増えている。そういった人からの苦情が多い。
- ・分譲住宅が田畑のある市街化調整区域に増えている。そういったところに転居してきた人からの苦情が多い。
- ・近年苦情が増えている。内容は、新しく転居してきた方からのもの。周辺では昔から野焼きをしてい

て、苦情を申立てるケースが多い。市は田畑が多いので、苦情も多いのだと思われる。

- ・郊外にある広い家では、一定数、野焼きをしている人がいる。宅地開発で外から転居してくると苦情になるケースが多い。
- ・都市計画の無指定のところが広がっている。畑の近くに住宅が建つようになってきたので苦情に繋がっている。
- ・市の特性として、かつては家庭から出るゴミは、庭で燃やすのが当たり前であったが、今でも年配の方を中心にこうした意識の方は少なくはない。若い世代、新たに移住された方は野焼きをしてはいけないという認識であり、こうした方から苦情が来ている。人口が密集している市街地は軽微な野焼きでも苦情が来ている。農村地域でも分譲地は苦情が多くなって来ている。

（住民の意見の相違がある）

- ・宅地化が進み外から転入してきた方からの苦情が多い。以前から住んでいる方と野焼きに関して意見の相違がある。ただ、以前から住んでいる方の中にも通報してくる方もいる。

（農地も民家も多い）

- ・苦情の多い地域がある。そういった地域は農地も民家も多い。

○農業地域の隣に都市部があり、都市部に住んでいる人からの苦情が多い。農村部では苦情にならない、あるいは苦情が少ない。

【主なコメント】

- ・田んぼが広がる地域の隣に都市部があり、慣例的に農作業の一環で野焼きが行われており、都市部に住んでいる人から苦情が多い。
- ・都市部と農村部が入り交じっている地域が多く、農地に接している住宅地から苦情が出やすい。苦情者のほとんどは県外から来た方である。
- ・街中があって、調整区域があって、都市計画区域外もある。都市部、近郊からの苦情が多い。農村部の苦情は少ない。農村部に車で行くと、簡易焼却炉があって煙が上がっている。人の出入りが少ないので苦情にならない。苦情になっていない野焼きは件数的には相当数ある。
- ・数年前に鉄道路線が開通し、もともと人が住んでいなかった田畑山林地区が開発された。開発区域の周辺は従来の田園地区のまま。そういった中、野焼き自体だいぶ減ってきた印象があるが、野焼きが一つでもあると苦情が寄せられるという状況である。
- ・住宅密集地からの苦情が多い。農村部、田舎では苦情がない。
- ・都市部ではない地域では、家庭に1台ドラム缶があるようなところ。そういった地域では野焼きは苦情にならない。野焼きに関する苦情は都市部に多い。
- ・都市部と田園部とで傾向が変わる。田舎では家庭菜園とか畑で野焼きをしていても堆肥になるということで苦情にならない。都市部では臭いということで、市民が権利を主張して、何とかしてほしいと言ってくる傾向がある。

○農家が多いので野焼きに関する苦情が多い。

○夜中の籾殻くん炭が苦情になる。籾殻くん炭は時間がかかるので、一晩中、何度も苦情が来てしまう。

【主なコメント】

- ・農家が多いので野焼きに関する苦情が多い。
- ・栗の栽培が盛んである。どうしてもイガ、葉、剪定枝がゴミとして出る。畑で肥料として使用するため、これらを焼却することが多く、苦情も増えている。
- ・国道の北に農地が広がっており、農家と隣接しているところから苦情が増えている。
- ・夜中の籾殻くん炭が苦情になる。籾殻くん炭は時間がかかるので、一晩中、何度も苦情が来てしまう。畑と住んでいる所が離れているため、行為者を特定できないこともある。

○落ち葉を燃やしている地域に転居してきた方からの苦情が増えている。

【主なコメント】

- ・田舎なので庭が広くて落ち葉が大量に出る。昔から落ち葉は燃やしており、そういった地域に転居してきた方からの苦情が増えている。

○人間関係が上手くいっていないため市へ苦情が来ている。地域のコミュニケーションが上手くいっていないことが背景にあると思う。

○住民同士のコミュニケーションが上手くいっている場所では苦情が少ないように思う。

【主なコメント】

- ・人間関係が上手くいかずに、塵も積もってというか、市へ苦情が来ている印象。地域のコミュニケーションが上手くいっていないことが背景にあると思う。
- ・以前は、野焼きは普通のことなので苦情にならなかった。今は、田畑が多い場所に野焼きを知らない方が転居してくる。元から住んでいる農業をしている方と転居してきた方とのコミュニケーションが無いと野焼きが理解できないので苦情を申し立てる傾向がある。
- ・昔から住んでいる方と新しく転居してきた方との関係で苦情になっている。現場に行くと「誰が苦情を言ってきたの?」、「またあそこの人か?」と想像で言ってくる。近隣住民の中で想像できるような地域もある。
- ・住民同士のコミュニケーションが上手くいっている場所では苦情が少ないように思う。
- ・農業をしている若い方は、近隣トラブルにならないようにしている。

- 煙に敏感で、被害がなくても、煙が上がっていると通報してくる人が増えた。
- 指導しても野焼きを繰り返している行為者がいて、苦情件数が増えている。
- 特定の人から何度も通報が来て苦情件数が増えている。
- 解決に至らず近所トラブルになり、年に何度も苦情として通報のある事案がある。
- 一つの発生源に対して複数の苦情があるケースがたまたま多かった。

【主なコメント】

（煙に敏感な人が増えた）

- ・野焼き自体は増えていないが、以前は通報がなかった地域でも通報が来るようになった。煙に敏感で、被害がなくても、煙が上がっていると通報してくる人が増えた。
- ・苦情者の傾向として、生活環境への支障の有無はともかく、見かけただけで通報してくる人が多い。通りがかりの人からの通報も増えている。生活環境上の支障の有無は重要であるが、通報があれば現場を確認して行為者が分かれば注意している。通報者には事後報告が必要かを聞いて、求める人には報告している。

（指導しても繰り返す行為者がいる）

- ・指導しても繰り返し野焼きをしている行為者がおり、苦情件数が増えていると思われる。

（特定の人から何度も通報してくる）

- ・特定の方が、実害はないが2 km先でも煙が見えると何度も通報してくる。
- ・農地や畑に隣接する住宅に住んでいる特定の方からの通報が多い。
- ・同じ人から繰り返し苦情が来ている。毎回、行為者を確認できないので、本当に野焼きがあるのか分からない。
- ・特殊な案件があり、昔から特定の市民が何度も通報してくる。大気汚染の苦情の1/2、1/3はこの人。通報した場所に行っても野焼きを確認できない。なぜ通報してくるのか分からない。年間100回ほど通報してくる。多い年で213回通報があった。法務担当からは虚偽で何も起きていない通報だから現場に行かなくてもよいと言われたが、万が一のことがある。放置して火災が発生すると困るので無視できない状態。
- ・解決に至らず近所トラブルになり、年に何度も苦情として通報が来ている事案がある。

（一つの発生源に対して複数の苦情があるケースが多い）

- ・一つの発生源に対して複数の苦情があるケースがたまたま多かった。

- 野焼きの禁止について広報しているので苦情件数が増えている。
- 広報により野焼き自体に悪い印象を持っている市民が多い。やむを得ない野焼きへの理解がなかなかされない。

【主なコメント】

(野焼きの禁止について広報しているので苦情件数が増えている)

- ・市民だよりや、チラシでごみの焼却が違法であることを広報している。市民に周知することで通報が増えているのかもしれない。
- ・市で野焼きの禁止について定期的に広報しているので、高齢の方からも野焼きは禁止されているからと苦情として相談される方も多くなっている。
- ・県の条例で10月から11月上旬まで、稲わらと籾殻の焼却禁止を定めており、毎年、その時期になると県と市で通知を発出している。それを見て煙に敏感になって通報する人が増えたのかもしれない。
- ・市内に全戸配布している広報誌があり、皆さん読んでいる。11月に野焼き禁止の広報をしているが、広報誌を見て野焼きは駄目だと知った方からの苦情で11月は苦情件数が多くなる。
- ・相対的に周りの市・他県よりは、燃焼は駄目と周知していることから、苦情が多いのかもしれない。

(やむを得ない野焼きへの理解がされない)

- ・野焼きの禁止についてチラシを配布している。市民向け広報で野焼きは止めてほしいと掲載すると反響があり苦情の件数が増える。苦情者の感覚は、野焼き＝全て悪であり、やむを得ない野焼きへの理解がなかなかされない。行政が野焼きの禁止を推奨しているのに問題だという意識である。
- ・これまで実施してきた広報により野焼き自体に悪い印象を持っている市民が多い。実害がなく離れていても野焼きは禁止されていると思っている人からの苦情が多い。
- ・広報誌で「野焼きは犯罪です」と掲載したことがあるが、住民が議員にその話をして、農業をしている人に必要以上に苦情を言ってしまったこともある。

3. 発生源の傾向

個々の苦情や相談について、「いつ」、「どのような場所で」、「誰が」、「どういったことをしていたのか」を見ていった時に、発生源について、どのようなパターン・傾向が見られるかを確認しました。ヒアリングで得られた内容は以下のとおりです。

(ヒアリングで確認した事項)

- 例年、苦情が増える時期はありますか？(稲わらを燃やすため、●月に苦情が増える傾向があるなど)
- 野焼きの場所について、田畑など特定の地域や場所への偏りはありますか？
- 農家など特定の職業や個人など野焼きをしていた主体について偏りはありますか？
- 何を燃やしていることが多いですか？(農家の場合は●●、個人の場合は●●)

（１）野焼きが行われる時期・季節

①農家のケース

- 春と秋に農作業に伴う野焼きの苦情が多い。
- 農繁期が終わった時に農業残渣を田畑で焼却する。秋の稲刈り後、９月から１０月にかけて苦情が多い。
- 秋の農閑期に刈り入れが終わってから籾殻くん炭の臭いがきついので苦情が増える。
- 冬場は梨の枝の焼却で苦情が寄せられる。
- 季節ごとの苦情の増減はないが、雨が降る前に野焼きが行われる。

【主なコメント】

（春）

- ・春は主に一般家庭の家庭ゴミの焼却が多い。庭木の剪定枝、草刈後の草など。農家の場合は、収穫後の残渣。冬に貯めていたものを春になると焼却している。処分量が多いので、処分にお金がかかる。農業だから許されるでしょうと言って焼却している。

（春と秋）

- ・畑の農作業に伴う野焼きが多い。春から秋に多く、冬は少ない。春から秋は窓を開けるので野焼きを含めて色々な苦情が多い。真夏、真冬には苦情はあまりこない。
- ・春と秋が多い。春は夏に向けて草が伸びる。伸びた草を刈って焼却する事例。梅雨時期は雨で野焼きがない。夏は、草が伸びるので草の量は多いが、暑いので春に比べると野焼きは少ない。秋は田んぼでの籾殻くん炭、蒸し焼き。虫の駆除と肥料になるので行われている。秋は野焼きの煙に対して苦情が増える。
- ・春、秋の田畑での野焼き苦情が多い。４月、５月は田植えの前に耕して水を入れる前の雑草を取って燃やす時期。収穫後の１０月、１１月も苦情が多い。
- ・野焼きは感覚公害。１０月に苦情が多くなる。農業系の野焼きは基本的に５月と６月。それから９月に籾殻の焼却が行われる。２４時間換気の家もあるが、１０月までは窓を閉めてエアコンをつけていて、涼しくなってきた窓を開けると煙も入ってくる。
- ・６月から１０月にかけて苦情が多い。暖かい季節になると野焼きが増える傾向がある。
- ・４月から６月、９月から１１月に農作業に伴い稲わら・麦わらの焼却が行われている。
- ・９月頃から苦情が増えて、次は１１月から１２月にかけて。春は２月、３月に苦情が増える傾向がある。

（秋）

- ・９月から１１月にかけて秋口に苦情が多い。
- ・市は田畑が多いので、９月、１０月からわらや籾殻を燃やし始めるので、煙で布団が干せないといった苦情が増える。
- ・秋に落ち葉を燃やしたり、県条例で禁止されている稲わら、籾殻の焼却が行われる。

誌上セミナー「大気汚染について」

- ・ 稲わらを燃やす時期に苦情が多い。農業のサイクルに合わせて苦情が来る。
- ・ 秋の農閑期に刈入れが終わってから籾殻くん炭の臭いがきついで苦情が増える。
- ・ 秋は天気の良い日が続くので、田んぼで収穫後の籾殻を焼却している。
- ・ 栗の生産量が多く、剪定枝を燃やすことが多い。9月から11月に苦情が増える傾向がある。
- ・ 農業従事者は農繁期が終わった時に農業残渣を田畑で焼却する。秋の稲刈り後、9月から10月に苦情が多い。
- ・ 10月から12月にかけて苦情が増える。ゴミを焼却するケースは無い。田んぼ、畑どちらもあるが畑のほうが多い。昔から住んでいる農家の方が農業残渣、枝、草、葉、竹などを焼却している。売り出さずに個人で消費するために作物を作っている方も含まれている。
- ・ 秋にハウストマトの栽培で出るゴミを燃やすので苦情が増える傾向がある。

(秋と冬)

- ・ 農業が基幹産業であり、秋口には稲刈り後の稲わらと籾殻の焼却。冬場は梨の枝の焼却で苦情が寄せられる。
- ・ 農業が盛んな地域。秋口は8月末から10月いっぱい、稲刈りに伴う焼却がある。冬場は12月から2月にかけて梨の剪定枝の焼却がある。
- ・ 9月から2月頃にかけて苦情が多い。3月から夏にかけては、野菜が育っている段階。収穫までの期間は苦情はない。収穫が終わった後、つる、枯れ葉、枯れ枝を燃やすのが9月から2月頃。収穫が終わって集めた枝は量も多いので燃やしている状況。

(その他)

- ・ 二毛作のところもあり時期は様々。
- ・ 冬は乾燥していることもあって苦情件数が少ない傾向がある。
- ・ 通年、剪定枝を燃やすケースに苦情が来ている。田畑や庭のある家、小さな庭でも燃やしている。

②個人のケース

- 一般の家庭ゴミを焼却しているケースは、季節性なく行われている。
- 草が繁茂する時期に野焼きが増える。伸びて刈り取った草を燃やすことが多い。農家ではなく個人が自宅の庭で焼却するケースが多い。草が生える期間は、野焼きが続く。冬はあまりない。
- 10月、11月にかけて、家庭の敷地内の枝や落ち葉の焼却処分に対する苦情が多い。
- 産業廃棄物については、冬場に暖をとるために違法な焼却をしているケースもあるが、苦情に季節性はない。

【主なコメント】

(一般の家庭ゴミに季節性はない)

- ・ 一般の家庭ゴミを焼却しているケースは、季節性なく行われている。

- ・一般の家庭ゴミ、庭木の枝や雑草の焼却に伴う軽微な野焼きは年間通してある。
- ・雪が降らない時期に一般ゴミの焼却に伴う苦情が来る。
- ・雨の前に苦情が増える。季節ごとの苦情の増減はない。行為者は雨が降る前に焼却してしまおうと考えて行動している。

（草が繁茂する時期に個人の野焼きが増える）

- ・草が繁茂する時期に野焼きが増える。伸びて刈り取った草を燃やすことが多い。農家ではなく個人が自宅の庭で焼却するケースが多い。天気予報を見て、雨が降る前に燃やしておこうという人が多い。今頃（6月末ヒアリング実施）は野焼きが増える時期である。草が生える期間は、野焼きが続く。冬はあまりない。
- ・お盆の時期に庭木を綺麗にした後の枝葉を集めて燃やすので苦情が増える。

（秋に個人の野焼きが増える）

- ・10月、11月が多い。稲わらの焼却に関する苦情は多くない。家庭の敷地内の枝や落ち葉の焼却処分に対する苦情が多い。
- ・秋に畑でつる草などを焼却していることが多い。ほとんどが個人で大規模な農家はない。9月から11月に苦情が増える。

（産業廃棄物の野焼きに季節性はない）

- ・県は産業廃棄物を担当し、市は一般廃棄物を担当している。県には不法行為の通報が多い。産業廃棄物については、苦情が増える時期は体感としてはない。冬場に暖をとるために違法な焼却をしているケースもあるが、苦情に季節性はない。建設系の廃棄物、建物解体の廃棄物、梱包材のプラスチック類、木屑パレット、古くなった資材などを焼却している。廃掃法の許可事業者には厳しく対応。許可の取消しをしている。

（2）野焼きが行われている場所

- 田畑が多い。
- 事業者が資材置き場で燃やしている。
- 個人宅で庭の枝や雑草、落ち葉を燃やしている。

【主なコメント】

（行為者ごとに説明）

- ・大部分が農家所有の田畑。それ以外というと事業者の屋外作業場、個人宅、家庭菜園。
- ・場所は調整区域だと畑が多い。市街化区域は、個人の庭木の剪定のケース。郊外に行くと広い田んぼがあり、稲わらの焼却や籾殻くん炭に伴う煙の苦情が多い。野焼き苦情は稲作がメイン。市街地は分譲されて土地が小さくなるので、家庭菜園で野菜を作っている。年に1、2件、お茶の栽培の採算が

合わなくなり、お茶の生産を止めて、お茶の木を大量に燃やして苦情になるケースがある。

- ・畑で土を掘って窪ませて燃やしていたり、家庭菜園だと畑の真ん中にドラム缶を置いて燃やしている。禁止しているので止めてくださいと指導している。基本的に火が消えるまで見届けている。

(田畑)

- ・ほとんどが田畑。個人宅はあまりない。
- ・畑が多い。稲わらの焼却はほとんどない。稲わら自体は収穫したときに籾と稲わらを分けて、稲わらは細かく刻んで田んぼに落としている。農協で借りている収穫用の機械はそういうタイプが主流。
- ・田畑が多い。家庭菜園として畑を貸しているところもあって、雑草を燃やしている。条例で決まっているので焼却できないと指導している。
- ・田んぼは沢山ある。畑は家庭菜園レベルであるが、周囲の市町村からすると広い畑かもしれない。農場まではいかないがそれなりに広い。一般ゴミはほとんどない。たまに草とか枝葉を燃やすケースもあるが、田畑が多い。最近は、規制を満たしていない焼却炉が結構あって、事業者が焼却炉で一般廃棄物を焼却しているケースもあり、現地を調べてほしいという通報が来ている。
- ・7割以上は農業残渣を畑で焼却しているケース。ゴミを庭先で焼却する例は減っている。増えているのは薪ストーブの煙や屋外で煮炊きしているケースに対する苦情。お金が払えずにガスが止められてバーベキューコンロで煮炊きしている長屋があり、隣家から苦情が来ているが解決できていない。
- ・田んぼで野焼きが気になったことはない。きゅうり、茄子、トマトなどの畑の野焼きが多い。一般家庭は家庭菜園をしているところが野焼きをしている。
- ・市街地ではなく郊外がほとんど。一部田んぼの地域もあるがほとんどが畑。大規模な農家というよりも家庭菜園に近い。色々な野菜を作っている。野焼きは農作業に伴うものが6、7割。その他は庭の枝を燃やしているとか。事業者が廃棄物を焼却するケースはほとんどない。
- ・たき火、ドラム缶を使って焼却している。簡易焼却炉は少数派。

(資材置き場)

- ・事業者が資材置き場でゴミを燃やしていることもある。まずは環境課で現場に行き指導する。その後、廃棄物担当に指導してもらっている。苦情の段階で何を燃やしているのか明らかな場合は、はじめから関連部署に依頼するが、そうでない場合は現場に行っている。

(個人宅)

- ・個人宅で高齢者が家庭菜園をして、雑草を燃やしていることが多い。
- ・紙ゴミ、庭木の枝や雑草の焼却は、市街地などの住宅地で多い傾向がある。周辺の農村地域では、野焼きの実情を知っているもともと住んでいた方からの苦情はない。外から転入した方たちが住んでいる分譲住宅地は苦情が増える傾向がある。
- ・庭の枝や雑草、落ち葉のたぐいが多い。紙やプラスチックなどの家庭ゴミのケースはない。

（3）野焼きの行為者

- 農業をしている人が多い。その土地に長くいる方が行為者になっている。
- 農家主体であるが、元農家の方などが家庭菜園をしているケースもある。
- 昼夜ともに野焼きの行為者を特定できないこともある。

【主なコメント】

（農家）

- ・農業をしている人が多い。その土地に長くいる方が行為者になっている。
- ・農家の人は、農業目的であれば野焼きは許されると思っている人もいる。
- ・市は農業が基幹産業。米、梨の生産が盛んであることから、大規模経営、小規模経営を問わず農業者は焼却をしている。
- ・一般家庭よりも農家の野焼きが多い。野焼き苦情 95 件のうち 56 件が農業に関わるもの。
- ・稲刈り後の焼却は一斉に行われる。現場に行っても行為者が不在のことが多く、指導に至らないことが多い。

（農家と個人）

- ・農家主体であるが、元農家の方などが家庭菜園をしているケースもある。農業に該当しないので可燃ゴミとして出すよう指導している。
- ・農家と家庭菜園が多い。
- ・行為者は農家の場合もあるし、個人の場合もある。高齢者が多い。個人の場合は昔から住んでいる方が燃やしている傾向がある。

（個人）

- ・農業従事者よりも家庭菜園で自家消費の農地を持っている人が雑草や枯れ草、作物の枯れたものを燃やしている。70 代、80 代の高齢者が多い。苦情は若い方が多い印象。
- ・個人の家庭菜園が多い。自分たちで食べられる分だけ作っている。昔から住んでいる方でそういう土地を持っている家庭が多い。元農家も含まれている。年齢を重ねて畑の管理ができないと草が伸びたりする。土地の管理は必要なので、刈った草を燃やしている。野焼きは昔からやっていると主張している。
- ・市内を離れると広めの庭を持っている家もある。家庭菜園で出る農業残渣を燃やしている人もいるし、庭木、生け垣などを剪定した後のゴミを燃やしている人もいる。本来は集積場でゴミ処理をしなければならないが、高齢で持ち込む手段がないために燃やしている。
- ・農家が野焼きをしている場合もあるが、山や畑を管理できない高齢者による野焼きが多い。処分に困って燃やしている。以前は野焼きは苦情にならなかったが、今は苦情になる。元農家で今は自分で食べるだけ栽培している方が農業残渣や枝などを燃やすケースもある。
- ・農家ではなく個人が伸びて刈り取った草を焼却しているケースが多い。感覚的には昔から住んでい

る方が前からやっていることだからと焼却している。

- ・他に方法がないため、高齢者が草、雑草、残渣を燃やしている。ゴミを焼却施設に持って行く、定期収集に出すことが負担になる方が野焼きをしている。
- ・山を持っていたり、広い庭を持っている方が、枝や雑草を燃やしている。
- ・農家を引退した高齢の方が、庭先の片付けをして枝葉を昔から燃やしているケースが多い。
- ・多くは農家ではなく敷地の広い住宅で、庭の樹木も多く、雑草も多いので焼却せざるを得ないケース。昔から草木を燃やす習慣が残っていて、高齢の方が燃やしている。
- ・一般ゴミの軽微な野焼きは、高齢者や市街地ではない周辺の農村地域に居住する方が家の庭で燃やしている。18L入の一斗缶を利用していることが多い。コンクリートブロックを縦横に積んで、そこで日常的に燃やしている。
- ・都市部ではないので、ゴミは焼却するという人が以前からいるが、法律違反であることが伝わって、近所の方から通報が来ている。
- ・最近は首都圏からの移住者が増えている。田舎だから野焼きをしても問題ないと思い込んでいる人がいてトラブルになっている。移住者が行為者になっている。「どうすれば違法にならないで焼却できるのか？」と聞いてくる人もいる。剪定枝や廃材を燃やす人もいた。
- ・野焼きではないが、外でかまどを作り山菜などを煮炊きして、その煙が苦情につながることもある。
- ・行為者は農業従事者が3割ほど、6、7割は一般家庭によるもの。焼却炉で燃やす方が多い。年配の方、外国の方が多い。市の人口の5%が外国人。日本語を話されない方の野焼きも多い。言葉が通じずコミュニケーション不足があって野焼き禁止を知らなかったという外国の方もいる。割合的には高齢者で60代の方が多く、野焼きが禁止であると言ってもなかなか言うことを聞いてくれない。

(特定できない)

- ・昼夜ともに野焼きの行為者を特定できないこともある。

(建設業者)

- ・建設業者が廃材を燃やしていたケースもあった。市で指導をしているが、警察を呼ぶケースもある。

○注意して止める人もいる一方で改善してくれない人もいる。野焼きが慣習化されている地区もあり、行為者が高齢の方だと昔からやっていることだからいいだろうと言ってくる。

【主なコメント】

- ・行為者は頑固な人が多い。聞き入れてくれる人もいるが、野焼きは止めないと一点張りの人もいる。
- ・注意して止める人もいるが一方で改善してくれない人もいる。「以前から住んでおり、これまでやってきたことだから」「以前は苦情がなかったし、注意されたこともない」「どうして野焼きをしてはい

けないのだ」といったことを主張する。野焼きが慣習化されている地区もあり、行為者が高齢の方だと昔からやっていることだからいいだろうと言ってくる。

- ・結局、止めてくれるかは行為者次第というところがある。すぐに止めてくれる人もいるが、昔からやっていることだし、こういった場所に後から引っ越して来て苦情を言われても困ると止めてくれない人もいる。「慣習的に野焼きをしてきたし、昔は何も言われなかった」「なぜここにきて注意されなくてはいけないのだ。もともとここに住んでいたのは俺だ」と主張される。行為者は高齢の方が多い印象。

（4）野焼きで燃やしているもの

- 稲わらや籾殻といった農業関係の野焼きが多い。
- 草刈りをした後のゴミ、作物の残渣を焼却している。
- 果樹園が多いので、剪定枝の野焼きが多い。
- 一般家庭で庭の落ち葉、紙くずなど家が出るゴミを燃やしている。

【主なコメント】

（主体別のコメント）

- ・農家の場合は稲わら、籾殻。事業者は事業ゴミ。家庭菜園だと雑草。個人宅は雑草、枝を燃やしている。
- ・農家の関係は、稲刈り後の稲わら、籾殻。冬場の梨の剪定枝の焼却。個人の場合は、家庭生活の紙ゴミ、庭木の枝、雑草。

（農業関係：稲わら、籾殻）

- ・稲わらや籾殻といった農業関係の野焼きが多い。
- ・米農家が多い地域。くん炭という方法で燃やしている。稲を雑穀した後の籾殻を蒸して長時間燃やす方法。苦情が出やすい。
- ・籾殻は一度燃やすと何日も消えないので苦情も止まない。消すのも大変。
- ・農家は畦の雑草、籾殻を焼却している。

（農業関係：雑草）

- ・農繁期は草刈りをするので、その草を燃やしている。基本的に可燃ゴミとして出すように指導している。
- ・市は畑が多いところ。農作業で発生する草などを燃やす行為がほとんど。大部分が例外規定に該当する野焼き。
- ・草刈をした後のゴミ、作物の残渣を焼却している。
- ・畑の雑草、作物の残渣を焼却している。
- ・雑草を一箇所に集めて土手焼きをしている。

誌上セミナー「大気汚染について」

(農業関係：剪定枝)

- ・ 田んぼというよりも果樹園が多いので、剪定枝の野焼きが多い。
- ・ 果樹（りんご、ぶどう、さくらんぼ）を栽培している。豪雪地帯で雪で果樹の木の枝折れが多く、折れた枝や葉をまとめて燃やしている。法律上はやむを得ないものの、焼却に伴う煙が道路や家に来て迷惑という苦情が来る。

(農業関係：野菜くず)

- ・ 畑の中で野菜くず、枯れ草をドラム缶に入れて焼却していることが多い。

(農業関係：芝)

- ・ 芝の上のほうを刈るので残渣が沢山出る。焼却するが臭いが強い。芝はすぐに燃えないので、それが24時間続く。燻された臭いが夜間も続く、10月の夜など窓を開けていると臭いが家に入ってきて苦情になる。
- ・ 過去2回ほど刈り芝の焼却事案があった。量が多いので煙がすごい。住宅地に煙が流れていくため、消防に通報して鎮火してもらったこともある。芝は稲わらや果樹とは違って煙がすごい。住宅街で煙を吸った方がいた。気管支喘息の方は、万一発作が起きた場合、命に関わることになる。稲わらは短時間で焼却が終わるが、芝生は時間がかかる。籾殻も長時間燃えているのでやっかいである。

(一般家庭)

- ・ 苦情全体の8割は一般家庭の野焼き。庭で落ち葉、紙くずなど家が出るゴミを燃やしている。簡易焼却炉を使っているケースも多い。また、庭の一区画で燃やしていたり、ドラム缶で燃やしているケースもある。以前、市では簡易焼却炉の家庭への設置に補助金を出して設置を促していた時期があった。それなので、野焼きの行為者には「市の補助で設置したのに」と言われてしまう。
- ・ 民家は伐採木を燃やしているケースが多い。
- ・ 一般家庭は枝や落ち葉を燃やしている。
- ・ 高齢者が手紙などを燃やすケースが年に数件ある。
- ・ 家庭ゴミもたまにあるが、産業廃棄物を燃やしているケースはない。
- ・ 神社の杉並木がある。枯れた杉の葉は車が通ると細くなる。それが風で飛んでしまう。自分の土地に飛んできたものは皆さん自分たちで掃除をして、ゴミをまとめて焼却しており苦情につながっている。

4. 苦情や相談の傾向

日頃、寄せられる苦情や相談内容について、どのようなパターン・傾向が見られるかを確認しました。ヒアリングで得られた内容は以下のとおりです。

（ヒアリングで確認した事項）

- こういった苦情や相談の内容が多いですか？（臭い、洗濯物が汚れるなど）
- 苦情や相談をしてくる市民に共通する特性はありますか？（「在宅勤務をしているが…」といった前置きをして連絡してくる人が増えたなど）

（1）苦情や相談の内容

- 洗濯物や布団に臭いがつく、換気をしたいが窓が開けられない、煙の臭いで気分が悪くなるといった苦情が多い。また火事になることを心配する苦情もある。
- コロナ禍では、換気をしたいが窓を開けられないという苦情が増えた。

【主なコメント】

- ・煙が家に入って来て臭い、耐えられない、気分が悪くなった、眠れない。
- ・臭いが圧倒的に多い。煙の臭いに敏感になっている傾向を感じる。
- ・臭いの感覚は人それぞれ。悪臭も同じだが、臭いの感覚は脳内から取り除かれない。一度気になるとずっと気になってしまう。
- ・洗濯物や布団に臭いや汚れがつくので困る。
- ・洗濯物に臭いがつくので、そもそも野焼きを止めてほしいという相談が多い。焼却の時間帯の配慮を行為者に伝えて了承してもらっている。
- ・換気をしたいが、野焼きで窓が開けられない。
- ・喘息や呼吸器官が弱いといった健康被害を訴える人、小さな子どもがいるから心配、妊娠しているから心配といった苦情もある。
- ・火事になることを心配する苦情もある。
- ・学校やスクールゾーンが近いので、危ないし子どもの健康被害が心配といった苦情もある。
- ・駐車場の隣で野焼きをしており、火が車に燃え移ったら危険である、灰が降ってくるといった苦情もある。
- ・この2、3年は、コロナ禍で換気をしたいが窓を開けられないという苦情が多かった。
- ・どこでやっているのかは分からないが、焦げたような臭いがするというアバウトな相談もある。

（2）苦情や相談をしてくる市民に共通する特性

- 野焼きが禁止されていることを知っていて、被害がない場合でも通報してくる人もいる。

【主なコメント】

- ・野焼きで困っているというよりも、燃やしていること自体に指導してほしいと苦情が来る。
- ・ボランティアのように地域を見回って、直接の被害はないが野焼きの通報をして来る人もいる。
- ・中には野焼き＝法令違反という意識の方もいて、生活環境に支障がない場合でも通報がある。

- ・通報により行為者に野焼きを止めてもらった経験のある通報者で、別の野焼きに対しても通報をして来る人もいる。
- ・以前は近所に住んでいる人からの苦情が多かったが、最近は通りがかりで「野焼きはダメなんだろう？」と通報してくる人がいる。
- ・野焼きの禁止を分かっている方は「野焼きは禁止じゃないか」と通報してくる。農家側は、くん炭のために野焼きをしている。考え方の違いがある。
- ・感覚的な意見だが、苦情者が行為者を認識していてもいなくても、直接言わずに行政から行為者に注意してもらいたいという人が多い。

○住宅と農地が近い地域や田畑に隣接する住居からの苦情が多い。もともと田畑だった場所で宅地化が進んでおり、そういった場所に転居してきた人が苦情を申し立てる傾向がある。

【主なコメント】

- ・住宅と農地が近い地域や田畑に隣接する住居からの苦情が多い傾向がある。
- ・別の地域から転居してきた方が苦情を言うて来ることが多い。
- ・人口は減っているが、住宅地は増えている。転入者がいるところで苦情が発生している。
- ・市街化区域側は、外から転入してきた人が多く住んでおり、煙に敏感な人が多い。煙は都市部にはないので、野焼きがあると通報してくる人が多い。
- ・農地の宅地転用などによって住宅地が増えている。新しく住み始めた方からの苦情が多い。街から離れた場所で苦情が多いとは一概に言えない。街中でも田んぼや竹林があり、街中で野焼きが行われて苦情が来ることもある。
- ・人口は減少し、空き家が増えている状況である。一方で新築の家が増えているので苦情も増える傾向がある。市の人口と苦情件数は相関関係にあるかどうかは分からない。
- ・市は田舎の街で人口が減っているが世帯数は増えている。これまで畑だったところに団地、アパートが建ち、比較的若い世代が住んでいる。これまで気にされていなかった野焼きがクレームになっている。わりと年配の方であれば気になってもクレームは言わないが、20代から40代は直ぐに通報する印象がある。
- ・小さな農地を高齢の方が切り盛りしているところが多い。昔は一面畑であったが、宅地化が進んでいる。田畑と住宅が混在している場所で、新しく住み始めた方からの苦情が多い。
- ・調整区域の農地が多いところからの苦情も多い。
- ・野焼きが慣習化されている地域がある。宅地化が進んでこれから問題視されなかった野焼きの問題が顕在化していると思う。
- ・農村部が多いので、これから宅地開発が進んでいくと苦情が増えていくと思われる。
- ・もともと農村地帯であったが宅地化が進んでいる。近隣の市から転居してきた方から、野焼きのないところだと思っていたが、ここでも同じように野焼きが行われていたと落胆する方もいる。
- ・「自然が多くて住みやすいところ」と聞いて外から転居してきたが、野焼きが行われており、住みや

すくない、市の対応が悪いと、毎年、繰り返し苦情を言ってくる方がいる。

- ・田んぼや畑に分譲住宅ができています。そういったところに入居した方から、「こんなに野焼きで煙が多いところとは思わなかった」と言われることが多い。住む前にどんな地域であるのかしっかり調べて、野焼きの状況も分った上で来てもらえると苦情が少なくなるが難しいところ。住んでから思っていたのと違う環境だと苦情の原因にもなるし、ストレスの原因にもなる。

○近所トラブルの延長で苦情が発生していることもある。

○地域は古くからあるコミュニティが強い。野焼きの苦情は、そういったコミュニティと別の地域から転居して来た方が上手くやっていけるかがポイントだと思う。

【主なコメント】

- ・近所トラブルの延長で苦情が発生していることもある。
- ・小規模な野焼きが多く、被害はないが背景に近所トラブルがあると思われる苦情が多い。
- ・行為者に直接苦情を言えないので市から伝えてほしいと相談が来る。
- ・地域は古くからあるコミュニティが強い。野焼きの苦情は、そういったコミュニティと別の地域から転居して来た方が上手くやっていけるかがポイントだと思う。
- ・傾向としては、当事者同士で直接に言えばいいのと思う苦情が多い。話を聞いていて、譲るところは譲らないと逆にトラブルになると思ってしまう相談も多い。
- ・当事者同士で直接話して妥協点を見つけられればよいが、お互いに問題があるケースもある。
- ・近所トラブルの一環で苦情になっているケースもあるように思う。苦情で嫌がらせをしようとしているような気がする。最近、全体的に自分の権利意識が強いと感じる。近所トラブルの要素が強く、隣には直接言いたくないので市役所から言ってもらおうというもの。これをやると聞く側もよくない。苦情者は、年齢関係なく年配の方もいる。近所のトラブルの場合は、お隣といっても四方八方あるので、原則として匿名は受けないようにしている。生活騒音であれば、お互いでやりましようと言っている。これも原則として匿名は受けていない。苦情によっては職員が現地に行くことも許されないというケースもある。そういった苦情は受けていない。メリハリをつけていかないといけないので。苦情の対応方針を決めている。

○苦情者に共通する特性は特にないという市もあれば、在宅時間の長い人からの苦情が相対的に多いという市もある。

○コロナ禍で在宅勤務をするようになって、これまで気にならなかった野焼きに対して苦情を申し立てる人が増えたという市もある。

○若い世代からの苦情が多いという市もある。

○昔から住んでいる人からも苦情が寄せられるようになっているという市もある。

【主なコメント】

(共通する特性はない)

- ・ 苦情を言ってくる人に共通する特性はない。たまたま家にいて臭いがして苦情を言ってくる人もいれば、4、5年我慢して、我慢の限界になって苦情を言ってくる人もいる。苦情はコロナで増えることもなく変わらずにコンスタントに来ている。

(日中、家にいる人からの苦情が多い)

- ・ 日中、家にいる人からの苦情が多い。野焼きは昼間にあるので、家にいない人からの苦情はない。
- ・ 女性からの苦情が多い印象がある。小さな子どもの有無や主婦かどうかは分からないが、家にいる時間が多いのかもしれない。
- ・ 家にいる時間が長い方、年配の方や主婦からの苦情が多い印象。日中に燃やすことが多いので。たまに若い方からの通報はあるが、年配の方、主婦が多い。
- ・ 在宅時間の長い、若くて小さな子どもがいる女性からの苦情が多い。1回の野焼きでも我慢せずに苦情を言ってくる。
- ・ 野焼きの行為者は高齢者で、通報してくる人は子育て世代が多い。野焼きが一般的な世代とのギャップがあると思う。
- ・ 若い方、女性の苦情が多い印象がある。最近アパートなどに引っ越してきた方で「今、煙が家に入ってきて困っている。誰が燃やしているのかは分からない」といった事案が多い。昔から地域に住んでいれば、誰それが燃やしていると言ってくるが、行為者に関する情報が一切ない。

(在宅勤務により野焼きに気付いた人からの苦情)

- ・ これまで気が付かなかったが、在宅ワークをするようになって野焼きを知ったという苦情が来ている。野焼きの季節ではない時に転入してきたので知らなかったという方もいる。
- ・ 令和2年度は、コロナにより在宅時間が増えたことより、苦情が増えたかもしれない。その後、苦情件数は、増えもせず減りもせずに横ばいだと思う。
- ・ 家に24時間換気システムがあると、家に帰ったときに煙の臭いだらけになってしまう。在宅勤務により、臭いの原因が野焼きであったことに気付くケースもあった。苦情者には24時間換気システムを止めてもらうしかないと言っている。

(若い世代からの苦情が多い)

- ・ 比較的若い方からの苦情が多い。高齢の方からの苦情はめったにない。
- ・ 若い世代で地域のコミュニティに属しておらず顔見知りではない人からの通報が多い。
- ・ 若い世代の苦情の場合、インターネットで色々と調べてくる。他の市の条例を持ち出して来て「野焼きに対して厳しい条例もあるが、どうしてそうしないのか？」と言ってくることもある。
- ・ 若い方も年配の方からも苦情がある。特定の世代に偏りはない。
- ・ 高齢の方はあまり言ってこない。30代から50代までの苦情が多い印象がある。

（その他）

- ・昔から住んでいる人からも苦情が寄せられるようになっている。
- ・今、野焼きをしているので直ぐに来て注意してくれという要望が多い。直ぐに行けないこともある。
- ・時期によるが田畑における野焼きで煙が道路に流れて視界が悪くなることもあり、通行人から苦情が来ることもある。

■次回予定

次回の誌上セミナー「大気汚染について」（第4回）では、「焼却（野焼き）」に関する苦情の傾向、特徴及び今後の課題の後編を予定しております。引き続きご活用ください。